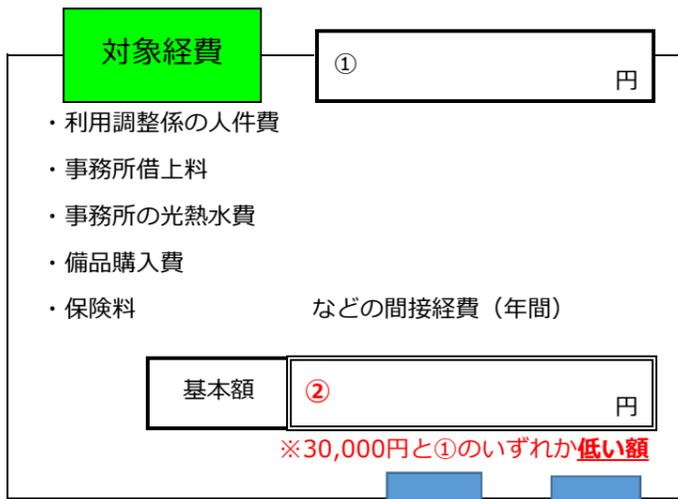


補助金の算出方法

A. 基本額



注2

対象経費には、どんなものが含まれるの？

たとえば…

- ・事務所の電気代
- ・利用調整に使用する、携帯電話料金
- ・広報用のチラシ代
- ・文房具代
- ・講師への謝金
- ・草刈り機代
- ・掃除用具代

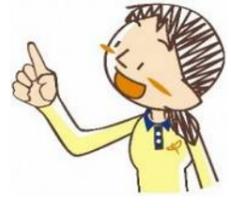
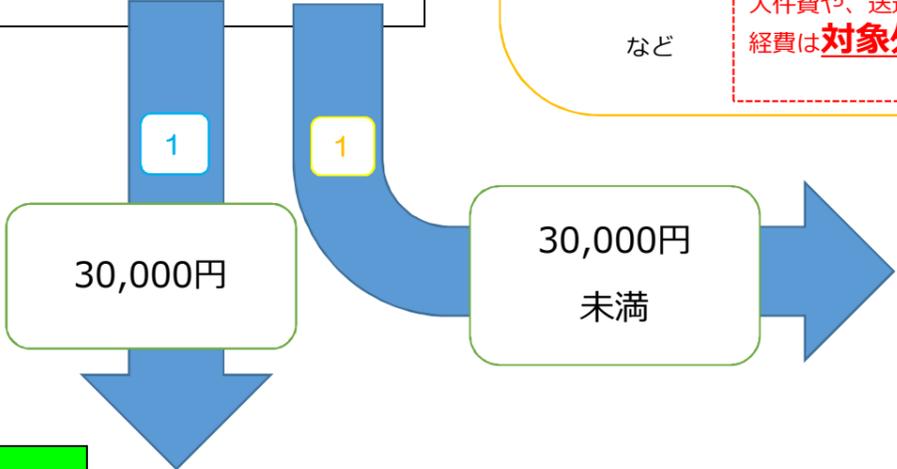
など

注意!!

活動員(実際にお家に行って活動をしている方)の
人件費や、送迎に関する
経費は**対象外**です

注意!!

補助申請**3年度目以降**は、
要支援者等の利用者が
1名以上いることを
要件とします

補助金

※①及び②と同額

円

※**基本額（対象経費）のみ交付**

例：対象経費が25,000円だった場合…
「25,000円」を交付

B. 加算額

要支援者等の割合

③ 円 × ※1 % = ④ 円

※「①」 - 「30,000円」

※対象経費のうち、30,000円を**超える部分**に下の割合をかける

・ 5割以上いる	⇒	100 %	注1
・ 4割以上いる	⇒	90 %	
・ 3割以上いる	⇒	80 %	
・ 2割以上いる	⇒	70 %	
・ 1割以上いる	⇒	60 %	
・ 1割未満	⇒	50 %	
・ 0割	⇒	0 %	

全利用者のうち、要支援者等の利用者がどれくらいいるかによって、補助の割合が変わってきます。(0~100%)

例：対象経費が500,000円だった場合…
「500,000円」 - 「30,000円」 = 470,000円に上の割合をかけます。

・ 要支援者等が5割以上いる	⇒	470,000 円 (100%)
・ 要支援者等が3割以上いる	⇒	376,000 円 (80%)
・ 要支援者等が1割未満	⇒	235,000 円 (50%)
・ 要支援者等が0割	⇒	0 円 (0%)

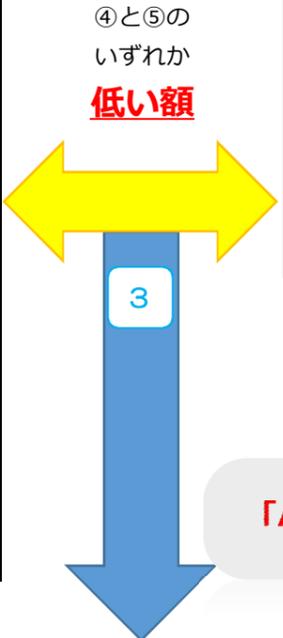
延べ利用者数

延べ利用者数に、1,000円をかける

※要支援者等のみに限らず、**全利用者**の延べ利用者数

④ 人 × 1,000円 = ⑤ 円

例：15人の方を月4回×12ヶ月の場合…
720人×1,000円 = 720,000円



「A.基本額」 + 「B.加算額」 + 「C.奨励金」

C. 奨励金

活動に対する奨励金

ボランティア団体が活動員に対して活動に対する奨励金を
交付した際、活動回数1回につき200円を上限とする補助を行います。

計算方法については別表参照→ ⑥ 円

補助金

※基本額②+加算額(④か⑤のいずれか低い額)+奨励金⑥

円

※**上限 500,000円**

例：④が200,000円、⑤が250,000円だった場合…
「②(30,000円)+④(200,000円 ※低い方)+⑥(28,000円)」
で、「258,000円」を交付

奨励金計算方法

例： 団体の構成員（活動員）が5名の場合…

注意!!

団体が活動員へ支払う額は任意の額ですが
市の補助額としては、活動1回につき
200円を上限とします

(ア) **※1** 100%

構成員	(イ)年間活動回数	(ウ)奨励金 (1人200円以内)	(ア)×(イ)×(ウ)	【補助額】 1人上限 10,000円
aさん	60回	200円	12,000円	a) 10,000円
bさん	50回	200円	10,000円	b) 10,000円
cさん	30回	200円	6,000円	c) 6,000円
dさん	10回	200円	2,000円	d) 2,000円
eさん	0回	200円	0円	e) 0円

注意!!

1人当たりの奨励金の
補助額の上限は
年間10,000円
になります

※1 は、前ページ加算額Bの要支援者等の割合で用いた**補助の割合**になります。

a)~e)の合計が奨励金に対する補助額となります

⑥ 28,000 円